

「嬰兒殺」をめぐる言説

——「共同体の秩序維持」から「自己責任」へ——

狩 谷 あゆみ

(受付 2017年10月31日)

1. はじめに

女子の罪名は、常に窃盗が首位を占め、3年においても前年と同様、検挙人員の約8割弱を占めており、以下、横領、傷害、詐欺の順となっている。女子比が比較的高いものとしては、窃盗や殺人が挙げられるが、殺人の中でも嬰兒殺の女子比は特に高く、何らかの事情で育児に窮した母親が嬰兒殺を敢行する例が多いことを示している。(法務省法務総合研究所編, 1992: 268) (傍点筆者)

上記は平成4年版の犯罪白書で特集された「女子と犯罪」の一部である¹⁾。犯罪白書や犯罪学のテキストにおいて、長い間、万引き(窃盗の内数)と嬰兒殺(殺人の内数)は女子の犯罪の特徴とされてきた。

本稿の目的は、大正から昭和初期、戦後から高度経済成長期、そして近年において、嬰兒殺がどのような問題として捉えられていたのかを先行研究をもとに考察していく。嬰兒殺の研究は、犯罪学、法学、医学、心理学、社会学、文学、歴史学、民俗学、文化人類学などの様々な領域で行われてきた。社会学においては、田間泰子による研究が代表的である。戦前における墮胎・嬰兒殺判決を例とした研究(田間, 2000)、戦後日本のマスコミ報道を例として、母性を一つの制度として位置づけ、その逸脱行為としての子捨てや子殺しがどのように表象されていたのかを明らかにした研究(田間, 2001)、戦後の過剰人口対策を例として、戦後の家族と女性たちの身体に起きた大きな社会変化の過程について明らかにした研究がある。歴史学においては、藤目ゆきによる、公娼制度、墮胎罪、売春防止法、優生保護法といった「性と生殖」をめぐる近現代日本の国家的統制とそれをめぐる社会運動に関する研究がある(藤目, 1999)。

法学においては、弁護士の中谷瑾子による研究が代表的である。中谷は嬰兒殺を児童虐待の一形態として位置づけ、核家族化といった家族形態の変容との関係について論じている(中谷, 2003)。

嬰兒殺の定義についてであるが、アメリカの精神医学者レズニック(Resnick)は、子殺し(infanticide)を出産後24時間以内の新生児殺(neonaticide)と24時間以後の実子殺(filicide)に分類し、この立場が多くくの学者によって支持されていると言われている。中谷は、日本に

は独立の構成要件からなるわけではなく、必ずしもその取扱いは明確でないと指摘している。

嬰兒殺を普通殺から区別することは、多くの立法例のとるところであるが、その要件は立法例により、行為主体、客体、行為時期、動機の限定などバラエティーにとんでいる。わが刑法典には嬰兒殺の構成要件はないが、裁判慣例として生後一年未満の嬰・乳幼殺を嬰兒殺として普通殺から区別して取り扱っている。もっとも、外国の立法例のように、「嬰兒殺」という独立の構成要件があるわけではないので、その取扱いは必ずしも明確とは言えないことが論証されている。生後24時間以内の新生児殺害とそれ以上経過してからの乳児殺害とでは、動機形成の経過や犯行の手段などがかなり異なるので、レズニック同様、生後24時間以内の新生児殺を対象として論じた方が適切に思われるので、いつかそのように対象を限定して、実証的研究を進めたいと願っているが、警察統計、司法統計ともに裁判慣例を前提としているため、誤差を念頭にいれつつも、統計的考察を加味する以上、さしあたり、右前提に従って、生後1年未満児の殺害をもって嬰兒殺として扱うのが便宜である。(中谷, 2003: 36-37) (傍点筆者)

上記のように「警察統計、司法統計とも生後1年未満児の殺害をもって嬰兒殺として扱う」のが一般的ではあるが、嬰兒殺の要件は立法例により、行為主体、客体、行為時期、動機の限定などバラエティーにとんでいるという。嬰兒殺は、女性犯罪の特徴とされてきたが、その検挙人員の増減は、時代時代の人口政策や法制度に左右されてきた。中谷は、中絶という行為について、医療技術上の可能な範囲でどれだけをフリーにし、どれだけ範囲で処罰の対象とするかは、科学的、倫理的視点のほか、人口政策その他の政治的決断によって決定されると述べた(中谷, 1982: 33)。2章では、墮胎罪、職業としての産婆の普及などに着目し「共同体の秩序維持」としての嬰兒殺について明らかにしていく。3章では、優生保護法(現在母体保護法)改正によって条件付きで認められた人工妊娠中絶、戦前・戦中の「生めよ(産めよ)殖やせよ」という人口増加政策から過剰人口対策への政策の転換、2000年に成立した児童虐待防止法(2004年に一部改正)など、法制度に着目し、「自己責任」としての嬰兒殺について明らかにしていく。

2. 「共同体の秩序維持」としての嬰兒殺

近年、大正期から昭和初期の犯罪やジェンダー／セクシュアリティに関する文献が、復刻版として出版されている²⁾。このような文献においても、墮胎や嬰兒殺は、女性犯罪の特徴とされている。法医学者の高田義一郎は、昭和4年に出版された『犯罪と人生／変態性欲と犯罪』において、「墮胎という犯罪は、文化の進むに従って少なくなるが医学的知識の普及しない人々の中には産児制限と墮胎との区別が分からない為に、犯さないでいい罪までも作り上げることがある」と述べた(高田, 1929: 54-55)。

胎内の子供を人為的に殺すのは墮胎であるが、己に母胎の外に出て一人前の人間になったものを殺すのは嬰兒殺と云はれる。…中略…嬰兒殺は墮胎と共に、いろいろの関係から妊娠はしたが、それが家門の恥になるとか、自分の将来の妨げになるとか、或は養育することが出来ないとかいふ様な母親、特に私生児の母の手によってされる事が一番多い様である。私生児の母といふ事は同時に未婚の婦人が多いといふ事を意味する。しかしそれは未婚者がふしだらであるといふ事ではなくて、未婚者には誘惑の魔手が多く加へられる事や、既婚者ならば夫にそれをなすりつけてしまふ便宜がある事を意味するのである。(高田、1929：54-55) (傍点筆者)

上記のように、嬰兒殺は「家門の恥」「自分の将来の妨げ」「養育することができない」などがその動機とされ、「私生児の母の手によってされる事が一番多い」と特徴づけられている。しかし「未婚者がふしだらであるという事ではなくて…既婚者ならば夫にそれをなすりつけてしまふ便宜がある」と述べられているように、夫や親族など、周囲の人々によって行われる場合もあったことが示されている。

宇都宮地方裁判所判事の吉本栄一は、昭和5年に出版された『婦人の犯罪に関する研究と行政上及釈放後に於ける實際的考察』において、嬰兒殺は「原始的犯罪であり、その過半数は文化の程度低き田舎にて行われ」、墮胎は「文化的でその過半数は文化の程度高き都会において行われた」と述べた(吉本、1930：123)。

嬰兒殺しは極めて原始的の犯罪であり、又母性本能強き婦人の代表的犯罪である。人間が性慾本能の満足を得る代償として受くる必然の苦痛とも申すべきは妊娠と分娩に基く精神上及経済上の窮迫であって、此の苦痛より遁る、為めに婦人の執る手段は妊娠調節、墮胎、嬰兒殺の三つである。而して妊娠調節と墮胎は文化的にして、嬰兒殺は原始的である。恰も動物が分娩後直ちに産児を食ひ殺すがごときものであつて、嬰兒殺が文化人の名誉に非ざることは、其の過半数が文化の程度低き田舎にて行はれ、墮胎の過半数が文化の程度高き都会に於て演ぜらるゝに徴し明かである。(吉本、1930：123) (傍点筆者)

「母性本能強き婦人の代表的犯罪」「妊娠と分娩に基く精神上及経済上の窮迫であって、此の苦痛より遁る、為めに婦人の執る手段は妊娠調節、墮胎、嬰兒殺の三つ」とあるように、嬰兒殺は女性犯罪の特徴として位置づけられている。しかし、母親がその嬰兒を殺す場合は「概ね事情急迫し止むを得ざるものありと為し」「一定の条件の下に嬰兒殺に対する刑罰を軽減せんとする傾向」「實際の取扱上法定刑中最も軽く、最も其の多くは執行猶予の恩典」があるとも述べている(吉本、1930：124)。

先述の高田義一郎は、法医学者として出発したが、犯罪読み物のエッセイストに転じ、一般受けする通俗的な語り口で1920年代から30年代に活躍した(鈴木貞美、2007：1)。宇都宮地方裁判所判事だった吉本栄一は、婦人参政権をはじめとして「時勢に適応する婦人の権利

保護」は必要であると述べた（岩見，2007：4）。立場の異なる著者の文献ではあるが，時期的に1880年墮胎罪の制定及び1907年の改正後に出版されており，嬰兒殺や違法な墮胎が，「文化の程度低き」地域や「医学的知識が行きわたっていない人々」の間で起きる傾向にあると指摘されている点で共通している。

木村亀二は昭和17年に出版された『刑事政策の基礎理論』において，墮胎や嬰兒殺を女性犯罪の特徴とする傾向について，次のように述べている。

嬰兒殺が女子に独占せられて居るのは，私生児の母のみが犯罪の主体として規定せられて居ることが原因であって，嬰兒殺が犯罪の性質上女子特有のものだといふ結論を許すものではない。…中略…唯だ，女子のみが主体たり得る犯罪又は女子が主体の一たり得る犯罪の存在することは否定し得ないが，それは，立法者の意思に依って決定せられた性質であって，婦人の特性に因って決定せられたものではない。（木村，1942：233-235）（傍点筆者）

上記のように，木村は，嬰兒殺は，「私生児の母のみが犯罪の主体とされることが原因」であり，「犯罪の性質上女子特有とはいえない」，「立法者の意思によって決定された性質であって，婦人の特性によるものではない」と述べた。木村は，ロンブローゾが示した「女子特有の犯罪を以って，男子に対する女子の自然的差異に由来すると為し」という定説についても批判した。昭和17（1942）年当時，上記のような意見は，かなり画期的であったと考えられる。

「間引き」や「墮胎」は日本近世の農村において一般的風習であり，産まれても育てることのできない胎児を墮すことは共同体秩序の中で当然のこととして是認され，日常的に実行された（藤目，1999：119）。産婆は分娩介助のみならず，墮胎や嬰兒殺も必要に応じて行っていたという。

墮胎罪は，フランス刑法を参考にして，1880（明治13）年に刑法に規定された（明治15年施行）。1907年の改正刑法では，ドイツ刑法にならって墮胎罪はさらに厳格になった。懲役年限を延長，墮胎に介在した者は本人墮胎より重い刑となり，専門職の墮胎幫助の刑期も明確化され，不同意墮胎については未遂も処罰対象となった（藤目，1999：122-123）。墮胎罪の厳格化と並行して行われたのが，近代的な衛生教育を受けた，職業としての「新産婆」の養成・普及である（藤目，1999：123-125）。このように，墮胎罪の改正は，一般的風習であった墮胎に対する罪の意識を，人々に内面化させていく働きがあったと考えられる。

田間は，墮胎罪および嬰兒殺罪・殺人罪の判決資料を例として，「墮胎罪」が設けられ，判例が確立していく時期に，妊娠中から分娩前後に至る過程での生の途絶のうち，いかなる行動が「墮胎」（非殺人），あるいは「殺人」（非墮胎）と判断されたのかを考察した（田間，2000）。墮胎罪と殺人とのあいだに間隙なく線引きすること，謀故殺論議が沸騰する過程にお

いては殺人罪の客体となりうる「人」の始まりを確定することについて³⁾、裁かれる人々も裁く人々もさまざまな価値観の中で模索しつづけた（田間、2000：191）。

田間によると、生は「一部露出」や「全部露出」によって区切られるものではなく、重要な原則は母体外での「生活能力」の有無であった（田間、2000：195-199）。例えば、出生後に「生活能力」がなければ殺人罪は成立しない、または「生活能力」のない胎児の墮胎には墮胎罪が成立しないなどの例があったという。ここで言うところの「生活能力」とは、「小さな声で泣く」「体が小さく、生育することがわからない位」などである⁴⁾。また、墮胎や嬰兒殺を行った理由については、「世間」体は一つの有力な社会規範として人々が行動を正当化するのに用いられた。また、「家」をつなぐ子どもの命が優先された。しかし、このような「世間」の規範や「家」をつなぐ子どもの優先させる論理は、刑法によっては正当とはみなされなかった（田間、2000：203-204）。

田間によると、女性単独犯は一件のみで、村の娘、その恋人、妻や夫、父母祖父母、女友だちや知人、産婆と医師など、一つの墮胎、あるいは嬰兒殺にはほとんどの場合複数の人間が関わっていた（田間、2000：207）。また、親族による嬰兒殺の科刑は非常に重くなり、少し軽くなった墮胎罪との差が広がった（田間、2000：194）。

本節冒頭で、高田や吉本の文献から、嬰兒殺や違法な墮胎が、「文化の程度低き」地域や「医学的知識が行きわたっていない人々」の間で起きる傾向にあると考えられていたことを示した。墮胎罪の改正（厳格化）や嬰兒殺の厳罰化は、職業としての「新産婆」の育成・普及と合わせて行われることで、一般的風習であった墮胎や嬰兒殺を「犯罪化」していき、「罪の意識」を人々に内面化させていく働きがあったと考えられる⁵⁾。

3. 「自己責任」としての嬰兒殺

嬰兒殺は「女性犯罪の特徴」として捉えられていたものの、妊娠した女性によるものだけでなく、子の父親や親族による犯行も少なくなかった。栗栖は、戦前・戦後の嬰兒殺の調査について、加害者の性別・年齢別・学歴別分布と非嫡出子の割合を比較し、次のように述べている。

戦前の嬰兒殺の加害者には16.6%の男性が含まれ、このうち40歳以上が48.7%。うち29%は、主として近親相姦による男性（40～60歳）がその非嫡出子の後始末のために犯したものであったといわれています。戦後の東京23区（昭和25年～46年）、全国（47年）を対象とした調査では、男性の加害者は8.1%、4.9%と減少し、また近親相姦による嬰兒殺の事例が少なくなってきました。また、いずれの調査においても嬰兒殺の被害者には非嫡出子の占める割合が高いことが認められます。わが国における非嫡出子の出生率は、明治43年にもっとも高く（9%）、以後減少傾向を示し、昭和50

年には0.8%となっていますから、嬰兒殺の中で非嫡出子の占める割合が大変高いものであることがわかります。このことは、非嫡出子に対する世間の偏見が依然として強く、社会的・経済的・心理的な負担が大きいと思われる。(栗栖, 1982: 63) (傍点筆者)

上記のように、栗栖は、嬰兒殺の傾向について「戦前は、嬰兒殺の加害者に男性が含まれていたこと」「戦後には男性の割合が減少していったこと」「嬰兒殺の被害者には、非嫡出子の占める割合が高いこと」と指摘した⁶⁾。さらに「非嫡出子に対する世間の偏見が依然として強く、社会的・経済的・心理的な負担が大きい」ことを理由(動機)としている。

1949年に優生保護法(現在の母体保護法)が改正され、経済的な理由による人工妊娠中絶が認められた。浜井によると、その目的は、急激な人口増加の抑制、妊娠・出産・育児による貧困化の防止、さらには生活保護費の抑制による財政支出の削減や食糧難の解消等にあった(浜井, 2012: 117)。田間によると、政府は非合法中絶の多さと急激な出生数の増加に対して、人口政策として中絶を主たる手段に採用し、その結果として中絶が生殖を統制する手段として急増した(田間, 2006: 30-31)。田間は、戦前と戦後の人口政策の変化について次のように述べている。

戦後日本の生殖を統制する医療技術はこの時期に、大量の中絶・優生(不妊)手術・不妊治療から始まったのである。急激な少子化を目指す中絶の合法化は、医師たちに否応もなく女性たちの身体を大量に処置する機会を与えた。それは戦前・戦中の「生めよ殖やせよ」という国策から過剰人口対策への政策の転換によって可能となったものである。(田間, 2006: 31)

戦後は、「明るい家族計画」の名のもとに、産児制限指導員やマスメディアを通じて、「子どもは二人まで」「三歳児神話」などの理想的な家族像が一般家庭に浸透していった(田間, 2001, 2006)。産児制限指導員は、保健婦や助産婦が担ったという。木村哲也は、駐在保健婦経験者への聞き取り調査から、戦時に資格を得た保健婦にとって、戦後の業務との最大の違いは、人口増加政策から受胎調節の指導へと政策が大転換したことにあることを明らかにした(木村哲也, 2012)。木村によるインタビューにおいて、保健婦を通じて「衛生教育」や「受胎調節」や「産児制限」に関する指導が行われたこと⁷⁾、戦前・戦中の「生めよ(産めよ)殖やせよ」という人口増加政策から受胎調節の指導という過剰人口対策への政策の転換により、保健婦の業務が全く異なっていたことが語られている。また、「墮胎」が人口の増減を調節するための機能の一つであったことが証言されている。

広瀬は、戦後のわが国では人工妊娠中絶は一般化され、当然減少してよいと思われるはずの嬰兒殺があいも変わらずマスコミをにぎわすのは、主にその犯行後の処理方法についてであると述べた(広瀬, 1981: 51-52)。代表的なのが1970年代前半に見られたコインロッカー

への嬰兒遺棄事件である。田間によると、当時、母親の犯行の非情さが強調され、核家族化や「母性の喪失」を問題とする報道がなされた（田間，2001）。田間は、過剰な報道によって同様な手口の発生可能性が高められ、それがまた報道されるという循環が起きた可能性がある」と指摘した（田間，2001：143-144）。嬰兒殺は「子殺し」と同様に、幼児虐待や児童虐待の一形態として位置づけられた⁸⁾。中谷は、昭和50年から53年（1975から78年）頃の嬰兒殺の特徴について、次のように述べた。

行為主体を限定しない我が国の嬰兒殺も、最近は行為主体を「母親」に限定する多くの立法例と大差なく、行為者の殆どが母親となって、男性の関与する事例が少なくなったという指摘は、一般的に正しいと言える。…中略…しかも父による最近の嬰兒殺は、終戦直後の父の嬰兒殺が、身体障害児の殺害に父が責任をとる形態であったのに対して、妻が家出したり、妻を追い出したりしたため、残された嬰兒の処理に独り窮して殺害するといった、いうなれば核家族＝責任回避型嬰兒殺で、父も母も同じ次元、同種の動機で嬰兒殺が行われるようになった傾向のあらわれであり、男性の社会的未熟さ、男性の女性化という意味でのモノ・セックス文化傾向や過保護教育の社会傾向とも一致して、注目に値するものがある。（中谷，2003：38）（傍点筆者）

中谷は「行為者のほとんどが母親となって男性の関与する事例は少なくなった」こと、父による嬰兒殺の傾向が、終戦直後は「身体障害児の殺害に父が責任をとる形態」であったのに対し⁹⁾、核家族化や過保護教育などの影響を受け、「父も母も同じ次元、同種の動機で嬰兒殺が行われるようになった傾向のあらわれ」と指摘した。

他方で、昭和30年代と比較して昭和50年代の方が、非嫡出子殺が増加していることに着目し、嬰兒殺を「間引き」と解釈した研究も見られた¹⁰⁾。内山・小長井・安部は生後24時間以内の新生児殺について、新生児が嫡出子と非嫡出子の場合にわけて分析し、次のように分類している。嫡出子の場合「法的に結婚している夫婦の間の子が被害者で、これら夫婦の間には既に、2～3人の子どもがおり、年齢も30歳を過ぎ、さらに妊娠し、経済的に余裕のない状態で中絶の費用にも事欠き、やむなく出産して殺害する」というケースが多く、非嫡出子の場合では、「未婚の女性が結婚する見込みもないまま、妊娠した」「法的に結婚している女性が夫以外の男性との子を儲け世間体が悪いから」などの理由で、妊娠・出産の発覚を恐れて生まれてすぐに子どもを殺害するというケースが多い（内山・小長井・安部，1983：181）。

嫡出子殺、非嫡出子殺とも共通しているのは「被害者となった子どもの父親の無責任さ、及び女性との人間関係の悪さ」が問題とされている点である¹¹⁾。

被害者となった子どもの父親の無責任さ、及び女性との人間関係の悪さがあげられる。例えば、法的に夫婦であっても、夫に妊娠の事実を打ち明けられなかったり、また妻の妊娠に気づかないよう

な人間関係の希薄さである。夫が子を嫌い、これ以上子が増えるのを望まず、その一方で避妊には全く無頓着で、結局は被告人1人ができてしまった子の後始末を“殺害”という方法ですることになってしまっている。非嫡出子の場合では、性関係のみが先行し、人間としての結びつきが十分でなく、性関係の後始末を被告人1人が負うことになる。

子どもの親の一方として、当然負わなければならない精神的、経済的負担を放棄し、一方的に女性に押しつけたところに悲劇が生じていると言えよう。(内山・小長井・安部, 1983: 182) (傍点筆者)

上記のように「人間関係の希薄さ」「避妊には無頓着」「人間としての結びつきが十分ない」など、加害者となった本人だけでなく、「被害者となった子どもの父親の無責任さ、及び女性との人間関係の悪さ」が問題とされている。

まとめると、男性の関与について、戦前は、主として近親相姦による父親がその非嫡出子の後始末のために犯したもの(栗栖, 1982: 63)、終戦直後の父の嬰兒殺は、身体障害児の殺害に父が責任をとる形態(中谷, 2003: 38)とあった。しかし、「妊娠させた男性」が関与していたかどうかは不明である。2章で取り上げた墮胎罪および嬰兒殺罪・殺人罪の判決資料において、女性単独犯は一件のみで、村の娘、その恋人、妻や夫、父母祖父母、女友だちや知人、産婆と医師など、一つの墮胎、あるいは嬰兒殺にはほとんどの場合複数の人間が関わっていたように(田間, 2000: 207)、必ずしも単独による犯行でなかったことを考慮すると、「妊娠した女性」の家族や親戚など、周囲の人が行っていた可能性もある。また、「世間」の規範や「家」を継承する子どもの優先などを理由として、「私生児／非嫡出子／婚外子」や、障害がある、体が小さいなどの理由で「生活能力のない子ども」を生まれないようにすることが「共同体の秩序維持」であったとすると、共同体の誰かによるもので、必ずしも「妊娠させた男性」が関与する必要はなかったとも考えられる。このように、「共同体の秩序維持」のもとで、「妊娠させた男性」の存在は曖昧なものとなり、不可視化されたのである。

近年、厳罰化が進んでいると言われている中でも、子殺しについては執行猶予率が高く、刑期も短い傾向は維持されており、被害者がより幼いほど執行猶予率が高い傾向は維持されていることが指摘されてきた(岩井・渡邊, 2008: 5-6)。しかし、2000年に成立した児童虐待防止法(2004年に一部改正)により、乳幼児の傷害の被害件数は、1990年代後半から2000年代中頃にかけて急増した。特に1999年から2000年の伸びは激しい(1999年の56件から2000年は102件)。また、覚せい剤取締法違反が男女を問わず比較的公正かつ厳格に(紋切り型で)処理されるようになった(津島, 2010: 219)。このように、女性に対しても厳罰化は進んでおり、嬰兒殺も量刑が重くなる傾向にあるという意見もある。後藤は「子どもに対する殺人」に関する近年の量刑の変化について次のように述べている。

子どもに対する殺人については、1970年代には、そのほとんどが執行猶予付きの判決であったが、最近では執行猶予が付くことは少なくなり、ネグレクトによる死亡事件は、保護責任者遺棄致死ではなく、殺人で起訴されるようになってきている…中略…さらに、子どもに対する殺人は、出産直後の嬰兒殺も含め、被告人女性のみ責任を問うのは問題である場合が少なくない。1970年代には、嬰兒殺の場合、男性の無責任を量刑に反映するという事例も少なからず存在したが、現在では、重い量刑を科すために「本人の母親としての不十分さを過度に評価する」という対応が行われている。（後藤，2012：85）（傍点筆者）

上記のように、1970年代には「男性の無責任さを量刑に反映させる」などの例があった。2章で述べたように、母親がその嬰兒を殺す場合は「概ね事情急迫し止むを得ざるものありと為し」「一定の条件の下に嬰兒殺に対する刑罰を軽減せんとする傾向」「実際の取扱上法定刑中最も軽く、最も其の多くは執行猶予の恩典」があった（吉本，1930：124）。女性の地位が低く、「予期せぬ妊娠」を避けることができない時代であれば、情状酌量の対象となるが、「予期せぬ妊娠」や「望まない妊娠」を避けるための選択肢が増えたことで、「なぜ嬰兒殺に至ったのか」が問題となるようになったと考えられる¹²⁾。つまり、嬰兒殺は、避妊技術の向上や人工妊娠中絶など、「予期せぬ妊娠」や「望まない妊娠」を避けるための選択肢が増えたことで、「母親としての不十分さ」など、女性の個人的な問題（自己責任）として解釈されるようになったのである。

4. 結びに代えて

犯罪白書や犯罪学の文献で、女性犯罪の特徴として示されてきたのは、万引き（窃盗の内数）と嬰兒殺（殺人の内数）である¹³⁾。本稿の目的は、大正から昭和初期、戦後から高度経済成長期、そして近年の嬰兒殺に関する言説を事例とすることで、日本社会において、嬰兒殺がどのような問題として捉えられてきたのかを先行研究をもとにして明らかにすることであった。2章では、墮胎罪、職業としての産婆の普及に着目し、「共同体の秩序維持」としての嬰兒殺について考察した。3章では、優生保護法（現在母体保護法）改正によって条件付きで認められた人工妊娠中絶、戦前・戦中の「生めよ（産めよ）殖やせよ」という人口増加政策から過剰人口対策への政策の転換、2000年に成立した児童虐待防止法（2004年に一部改正）など、法制度に着目し「自己責任」としての嬰兒殺について考察した。

「間引き」や「墮胎」は日本近世の農村において一般的風習であったと言われている。「世間」という言葉が動機とされてきたように、嬰兒殺は墮胎と同様に、妊娠した女性の一個人の問題というより「共同体の秩序維持」として機能してきた。第二次世界大戦にかけての「産めよ・殖やせよ」という国策を経て、戦後は、過剰な人口をどのようにコントロールするか

が課題とされた。高度経済成長期には、嬰兒殺は、妊娠した女性の個人的問題（自己責任）として捉えられるようになり、幼児虐待の一形態として解釈されるようになった。その代表的な例が、1970年代前半にマスメディアを通じて話題となった「コインロッカーベイビー」である。近年では、嬰兒殺の件数は減少しているものの、「妊娠させた男性の不在」「妊娠した女性が、妊娠について誰にも相談できる状況になかったこと」が問題とされている。以上のように、嬰兒殺をめぐる言説を概観することで明らかになったのは、嬰兒殺は「共同体の問題」として、あるいは「妊娠した女性の個人的問題」として捉えられることで、「妊娠させた男性」は不可視化されてきたことである。

バタンテールは、「母性愛」は本能などでなく、母親と子どもの日常的なふれあいの中で育まれる愛情であり、それを「本能」とするのは、父権社会のイデオロギーであり、近代が作り出した幻想であると述べた（Badinter, 1980=1998）。マスメディアなどで「コインロッカーベイビー」や幼児虐待に関しては、「母性の欠如」が問題視されていたが、2章で述べた吉本の著書にあるように、「母性本能強き婦人の代表的犯罪」として嬰兒殺が位置づけられていた例もある。嬰兒殺をめぐる言説において、ある時代には「強きもの」として、ある時代には「欠如したもの」として表象されてきたように、「母性」は社会的構築物であり、女性に対して付与されてきたイメージの一つ（ファンタジー）であることを物語っている。本稿で「父親」でなく「妊娠させた男性」、 「母親」でなく「妊娠した女性」と表記しているのは、「妊娠」と同時に「親」にはなれないからである。母親になることも父親になることも、バタンテールの言葉を借りれば「子どもとの日常的なふれあい」があつてのことである。付け加えておくと、一緒に暮らさなければ親子ではない、家族にはなれないということが言いたいのではない。内山・小長井・安部は「子どもの親の一方として、当然負わなければならない精神的、経済的負担を放棄し、一方的に女性に押し付けたこと」と述べたが（内山・小長井・安部、1983：182）、果たして「父親としての義務、責任、負担」とは何なのか。どういう行為で持って「責任を果たした」と言えるのだろうか。『犯罪白書』や様々な分野の先行研究において、嬰兒殺が、女性犯罪の特徴として長く位置づけられてきたのは、「母性」と同様に「子育ては女性の役割である」という性別役割分業にもとづいた女性に対するイメージによって特徴づけられ、自明視されてきたからと言える。

注

- 1) 平成4年版は、当時の時代背景を反映して、女子犯罪の増加と女性の社会進出との関連を探ろうとするものであったが、「女子の犯罪は、女子少年の犯罪及び女子成人の薬物犯罪を別にすれば、女子の社会進出が進行する前の段階のそれと比較して、大きな変化を見せていない」と結論づけられた（法務省法務総合研究所編、1992：394）。津島は一般刑法犯に占める女子比が増加した背景に、男性の犯罪の減少、刑事司

- 法の政策的変化（厳罰化）があると述べ、単純に「女性の社会進出」と結びつけられない点を示した（津島，2010：220-221）。「女性の社会進出」と犯罪については（狩谷，2013，2014）を参照されたい。
- 2) これらの文献には「窃盗犯（万引き）の多くは生理中」「閉経前の女は危険」など、女性の身体的特徴と犯罪動機とを結びつけた記載が見られる。岩見によると、これらはイタリアの犯罪学者ロンブローゾの影響を強く受けており、当時の女性理解の一端が分かる資料である（岩見，2007：277）。女性犯罪をめぐる言説の変遷については（狩谷，2014）を参照されたい。
 - 3) 「謀殺」か「故殺」か、つまり、計画的であったか過失かなどが争点となった。
 - 4) 鈴木由利子は、明治の禁令や教諭書を事例とし、墮胎・間引きに対する罪の意識が人びとには希薄で、子どもの命は「育てようとする子ども」と「葬られる子ども」とに選択される存在であったことを明らかにしている（鈴木由利子，2006）。また、鈴木は、幼くして亡くなった子どもの供養として定着している「水子供養」は歴史が浅く、中絶胎児の供養として1970年代初めに成立し80年代に全国に広まったことを明らかにしている（鈴木由利子，2014）。
 - 5) 牟田によると、明治から大正に至る日本の近代国家確立期を通じて、ナショナリズムが民衆レベルまで興隆・浸透したこと、民衆レベルにおいては緩やかだった伝統的な性規範に対して不寛容な態度が生まれ、普及していった（牟田，1996：118）。例えば「処女・貞操観念」は大正期には、女性の自我・自立の確立手段となった（牟田，1996：143-144）。こうした「性意識の形成と変容」と刑罰の歴史との関係については今後考察していく予定である。
 - 6) 2節で引用したが、昭和初期に書かれた文献によると、嬰兒殺は「私生児（婚外子）の母による」と書かれており、また木村亀二のように「私生児の母のみが犯罪の主体として規定せられて居ること」を問題としていた例もあるが、その内情に「近親相姦」が含まれていたかどうかは明確ではない。嬰兒殺をめぐる言説における「私生児」「非嫡出子」「婚外子」の内情に「近親相姦」が含まれていたかどうかは今後考察していく予定である。
 - 7) こういった教育や指導は、女性に対して行われたものの、男性に対しては全く行われなかったという。木村によるインタビューにおいても「女の人だけを集めて行った」「（今思い出してみると指導の中で）男の人の協力はしていない」ことが語られている（木村哲也，2012）。
 - 8) 「子殺し」の報道の特徴について、四方は1988年「巣鴨子ども置き去り事件」や2006年「秋田県小学生殺害・死体遺棄事件」に関するマスコミ報道を分析し、母親の非情さが強調されることが多く、女性の役割、特に母性の喪失について問題にしていると述べた（四方，2012：112）。
 - 9) 鈴木由利子は助産婦への聞き取り調査から次のように述べている（鈴木由利子，2006：84）。自宅分娩が行われていた昭和30年代まで、障害のある子どもが生まれた場合には、「死産にする」ことがあったという。助産婦の経験から「育たないと判断された場合」や「将来その家族に大きな負担を強いるであろうと判断された場合」で、新生児医療の未熟な時代においては「適切に必要な判断」であったと考えられていた。
 - 10) 作田は嬰兒殺を伝統的道德性、家族としてのきづな（原文ママ）の確立の有無、動機、心理状況等で検討し、アノミー型（無規範型）、間引き型に分類した（作田，1980）。内山・小長井・安部論文の場合、非嫡出子殺が前者、嫡出子殺が後者ということになる。
 - 11) 「女子少年による嬰兒殺」について、近藤は少年鑑別所の資料を基に分析し、嬰兒の父親に相談するかしないかは、加害女子少年の資質的要因よりも、実際の嬰兒の父親と相談可能かどうかという要因に大きく左右されると述べた（近藤，2008：165）。その理由は「妊娠が判明した時点で既に交際してなかった」「その場限りの交際」「誰が父親かはっきりしない」などで、相談しても「決断を先延ばしにされた」「無関心」「父親であることを否定」「流産させれば拒否的対応」があった（近藤，2008：165）。また、保護者に相談できなかった理由は、「妊娠を打ち明ければ激しい叱責を受ける」「親を失望させる」「見捨てられる」「相談できる雰囲気ではなかった」などがあった（近藤，2008：165）。
 - 12) 判例を見ると、「なぜ避妊しなかったのか」「なぜ中絶しなかったのか」が、嬰兒殺を防ぐ方法として争点となっている例が少なくない。嬰兒殺の判例の検討、分析については今後の課題とする。また、シングルマザーや「できちゃった結婚（授かり婚）」を「予期せぬ妊娠」や「望まない妊娠」に対する選択肢とする意見もある。今後、慎重に検討したい。
 - 13) 本稿では、女性犯罪の特徴として示されてきた嬰兒殺について考察したが、万引きについては今後の課題とする。『犯罪白書』では、平成4年版と平成25年版において「女子と犯罪」が特集されたが、平成25年版において大きく取り上げられたのは高齢化問題である。平成25年版によると、女子の一般刑法犯検挙人

員、入所受刑者人員のいずれにおいても、65歳以上の高齢者が占める割合が増加しており、その高齢化は男子以上に顕著である（法務省法務総合研究所編、2013：207）。特に「女子高齢者の万引き事犯者が一般刑法犯の検挙人員中 8 割を占めて増加傾向（男子高齢者では 5 割）」にあり、「女子犯罪者の再犯防止を図る上で、万引き事犯者に対する効果的な処遇の在り方を探ることが重要な課題」とされた（法務省法務総合研究所編、2013：207）。

文 献

- Badinter Elisabeth, 1980, *L'AMOUR EN PLUS, Histoire de l'amour maternel* (=1998, 鈴木晶訳『母性という神話』筑摩書房)
- 藤目ゆき, 1999, 『性の歴史学 公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版.
- 後藤弘子, 2012, 「女性と犯罪 女性犯罪者はどのように扱われるべきか」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版：75-105.
- 浜井浩一, 2012, 「少子・高齢化時代の持続可能な刑事政策 応報司法から問題解決司法へ」, 日本犯罪社会学会編（浜井浩一責任編集）『持続可能な刑事政策とは 地域と共生する犯罪者処遇』現代人文社.
- 法務省法務総合研究所編, 1992, 『平成4年版 犯罪白書 女子と犯罪』大蔵省印刷局.
- 法務省法務総合研究所編, 2013, 『平成25年度 犯罪白書』大蔵省印刷局.
- 岩井宜子, 渡邊一弘, 2008, 「女性による殺人罪の量刑の変化」『専修法学論集』102号, 専修大学法学会：1-27.
- 岩見照代, 2007, 「解説『アンソロジー 変容する女の〈性〉をめぐる言説』」（岩見照代編『近代日本のセクシュアリティ12』, ゆまに書房：273-277）
- 岩見照代, 2007, 「解説『性と〈悪〉1』」（岩見照代編『近代日本のセクシュアリティ10』, ゆまに書房：1-5）
- 狩谷あゆみ, 2013, 「『出世する女』はお嫌いですか？ 1997年『東電OL殺人事件』に関するマスコミ報道を事例として」『広島修大論集』第53巻第2号：67-83.
- 狩谷あゆみ, 2014, 「女性と犯罪をめぐる言説 「騎士道精神」から「女性の社会進出」へ」『解放社会学研究』27：48-63.
- 河口和也, 2013, 「ネオリベラリズム体制とクィアの主体 可視化に伴う矛盾」『広島修大論集』第54巻第1号：151-169.
- 木村亀二, 1942, 『刑事政策の基礎理論』岩波書店.
- 木村哲也, 2012, 『駐在保健婦の時代 1942-1997』医学書院.
- 栗栖瑛子, 1982, 「子殺しの背景の推移」中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景：『親知らず・子知らずの時代』を考える』有斐閣：36-81.
- 近藤日出夫, 2008, 「女子少年による嬰兒殺の研究」『犯罪社会学研究』No. 33, 日本犯罪社会学会：157-176.
- 牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族 近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
- 中谷瑾子, 1982, 「生命の発生と刑法」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系 第3巻 個人生活と刑罰』日本評論社：3-36.
- 中谷瑾子, 2003, 『児童虐待を考える』信山社.
- Resnick, P., 1970, "Murder of the newborn: a psychiatric review of neonaticide", *American Journal of Psychiatry*, 126: 1414-1420.
- 作田 勉, 1980, 「嬰兒殺の研究 現状, 分類, 対策, 母性心理, 他」『犯罪学雑誌』第46巻2号：37-48.
- 四方由美, 2012, 『マスメディアと社会生活 ジェンダー・地方・ダイバーシティの視座から』学文社.
- 鈴木貞美, 2007, 「性と犯罪」（岩見照代編『近代日本のセクシュアリティ15』, ゆまに書房：1-2）
- 鈴木由利子, 2006, 「間引きと嬰兒殺し 明治以降の事例を手がかりに」『東北文化研究所紀要』第38号, 東北学院大学東北文化研究所.
- 鈴木由利子, 2014, 「水子供養 胎児生命への視座」安井真奈美編『出産の民俗学・文化人類学』勉誠出版：141-186.
- 高田義一郎, 1929, 『犯罪と人生／変態性欲と犯罪』武俠社（2007『近代日本のセクシュアリティ一五 思想・文学にみるセクシュアリティ 性と犯罪』ゆまに書房所収）
- 田間泰子, 2000, 「墮胎と殺人のあいだ 戦前における墮胎・嬰兒殺判決から」, 青木保ほか編, 『近代日本文

狩谷：「嬰兒殺」をめぐる言説

化論6 犯罪と風俗』岩波書店。

田間泰子, 2001, 『母性愛という制度 子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房。

田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社。

津島昌寛, 2010, 「女性と犯罪：特に政策的視点からの考察」浜井浩一編著『刑事司法統計入門』日本評論社：199-221。

内山絢子, 小長井賀與, 安部哲夫, 1983, 「女性による新生児殺の研究」『犯罪社会学研究』8号, 日本犯罪社会学会：172-186。

吉本栄一, 1930, 『婦人の犯罪に関する研究と行政上及釈放後に於ける実際の考察』(2007, 岩見照代編『近代日本のセクシュアリティ10 女性の描かれ方に見るセクシュアリティ 性と〈悪〉』ゆまに書房所収)

Summary

Discourses over Neonaticides:
from ‘maintenance of order in community’ to ‘self-responsibility’

Ayumi KARIYA

The literature in criminology and white paper on crime have shown shoplifting and neonaticide as characteristic of female crimes. The objective of this paper is to clarify how the neonaticides have been problematized in the Japanese society considering the discourses on the neonaticides from Taisho-era and early Showa-era to post-World War II and the period of high economic growth.

“Mabiki (thinning or infanticide)” and “abortion” are said to be common custom in the rural area during early modern period. As the word “Seken” indicates, neonaticide as well as abortion functioned as a tools for “maintenance of order in community” rather than individual problem of pregnant woman. Towards the World War II, Japan had the national policy meaning “Umeyo Fuyaseyo (Be fruitful and multiply)” and after the war the issue was how the society could control its overpopulation. During the period of economic high growth neonaticide was considered as a personal problem of pregnant woman (self-responsibility) and interpreted as a type of child abuses. One of the typical cases is “Coin locker baby” case, which was covered widely by mass media in the early 1970s.

Recently the number of neonaticide cases has been on a declining trend, but it is newly problematized that men who impregnate cannot be identified and pregnant women have no anybody to confer for support about their pregnancy. As a conclusion, the fact that neonaticide has been considered as a problem of community and a personal problem of pregnant woman made men who impregnate invisible.

Keywords: Neonaticide, maintenance of order in community, self-responsibility